

はじめに

高齢者の介護を社会全体で支える仕組みとして、平成 12 年度に施行された介護保険制度も早くも 12 年目を迎えようとしております。

少子高齢化の進展に伴い、介護保険サービスの利用者も年々増加し、現在では、市民生活に無くてはならない社会保障制度として定着しております。

一方で、介護サービス利用者の増加に伴い、介護給付費も増加し、介護保険財政を圧迫する状況が続いている中で、平成 18 年度には介護保険法改正により、制度の持続可能性を確保するとともに、要支援・要介護状態にならぬよう、「介護予防」を重視し、地域密着型サービスの創設など、予防重視型システムへの転換が行われております。

しかしながら、高齢化の進展や介護の長期化などにより、第 4 期介護保険事業計画期間においては、介護基盤の整備や介護人材の確保など、新たな課題への対応が急務となってまいりました。このことから、本市におきましても、認知症高齢者対応型サービスなどの地域密着型サービスの充実や基盤整備に努めてきたところでございます。

また更には、高齢化が本格化する平成 27 年度以降においては、高齢者人口の急増に伴い、要介護高齢者や認知症高齢者、医療ニーズの高い高齢者の増加、単身や高齢者のみ世帯の増加等が見込まれるため、こうした高齢者への支援として、高齢者が可能な限り住み慣れた地域において継続して生活できるよう、①介護、②予防、③医療、④生活支援、⑤住まいの 5 つのサービスを一体化して提供していく「地域包括ケアシステム」の構築を目指して、新たなサービス類型の創設、保険料等の増加抑制のための財政安定化基金の取り崩し、介護福祉士等によるたんの吸引等の実施など、平成 23 年度には介護保険法等の改正が行われたところでございます。

こうした中、第 4 期計画の計画期間が終了することから、第 4 期計画の評価や課題を整理し、新たに目標値とサービス見込量等を定め、次期計画となります「第 5 期昭島市介護保険事業計画」を策定いたしました。

本計画は、平成 24 年度から平成 26 年度までの 3 ヶ年を計画期間とし、第 3 期介護保険事業計画から続く中期的な目標達成の最終計画として、また、高齢化が本格化する平成 27 年度以降を見据え、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を推進していく計画として位置付けております。

高齢者が健康で生きがいを持ち、地域でいきいきと暮らしていけるよう、本計画の基本理念である「高齢者がいきいきと暮らすまち昭島」の実現に向けてさまざまな施策を推進するとともに、適正かつ公平な事業運営に努めてまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、ご協力をいただいた「昭島市介護保険推進協議会」の委員の皆様をはじめ、関係者の方々に心から感謝申し上げますとともに、今後の計画推進に向けて、市民の皆様のなお一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

平成 24 年 3 月

昭島市長  
北川 穰一